

# 在留資格対策Webセミナー

～外国人材採用プロセスから在留資格手続きまで丸分かり！～

2021年3月16日（火）14：00～15：30  
関西留学生国際交流支援連絡会（K-FIS）

# 開催のご挨拶

関西留学生国際交流支援連絡会 代表幹事

**千田 忠司**

大阪市商店会総連盟 理事長

大阪府中央区商店会連合会 会長

一般社団法人 大阪活性化事業実行委員会 代表理事

千田硝子食器株式会社 代表取締役社長

近畿大学 客員教授



# 本日の講師

関西留学生国際交流支援連絡会 事務局長

## 村井 広宣

株式会社プログレスト 代表取締役社長  
一般社団法人 大阪活性化事業実行委員会 理事

職務経歴：YMプランニングサービス 自営業  
ヒューマン・タッチ株式会社 執行役員 西日本事業部長  
※現 ヒューマン・リソシア株式会社  
トランス・コスモス株式会社 関西営業本部 部長  
株式会社フロムページ 執行役員 国公立進学事業部長  
株式会社アールシステム 副社長



# 活動のご紹介

関西留学生国際交流支援連絡会 (K-FIS)



大阪の留学生を中心とした外国人の活躍の場を広げ、  
大阪が発祥・先駆けとなる国際交流のあり方を確立するため、2016年2月に設立。

代表幹事 千田 忠司

会員企業 46社                      登録留学生約1,700名

年2回（春・秋）の留学生向け合同企業説明会や、年約10回の企業向けセミナーを開催しております！

## 【事務局 住所】

〒530-0047 大阪市北区西天満2-8-5 西天満大治ビル5階（株式会社ビズライブ内）

※各線大阪・梅田駅から徒歩約10分、大阪メトロ御堂筋線 淀屋橋駅から徒歩約7分

※駐大阪・神戸 米国総領事館の裏手

# 本日のプログラム

1. 外国人雇用の現状と今後の課題
2. 在留資格について
3. 外国人採用時の注意点
4. 外国人採用のプロセス
5. 『在留資格変更許可申請書類』作成のポイント
6. 質疑応答



# 外国人雇用の現状と今後の課題

# 外国人労働者受け入れ拡大の背景

15～64歳の生産年齢人口（2019年10月）

**7,707万2000人**（前年比37,9万人減）  
全人口に占める割合の**59.5%**

1993年（69.8%）以降、  
一貫して低下しており、  
今後も更に低下する事  
が予想されている。

労働力の確保が必要



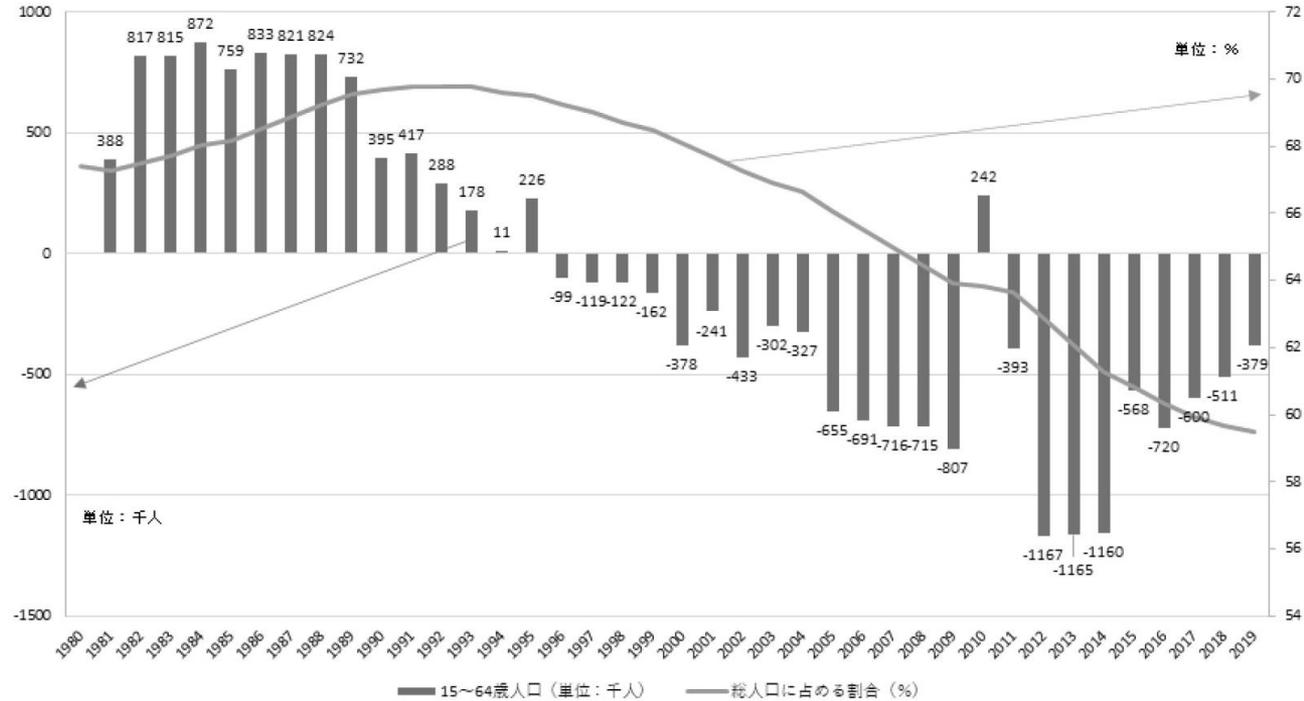
女性

高齢者

外国人

# 外国人労働者受け入れ拡大の背景

図表 2 生産年齢人口の推移



# 日本社会が抱える労働市場における課題

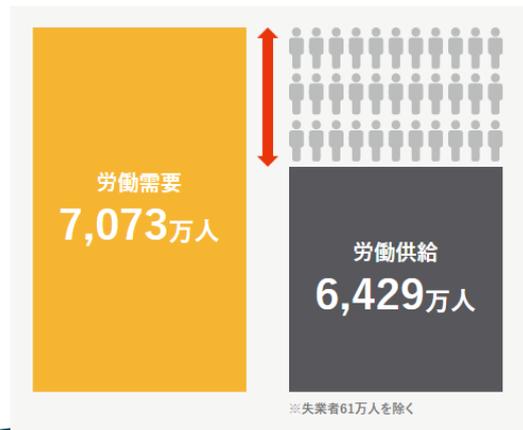
2030年、労働需要は7,073万人に対し、労働供給は6,429万人しか見込めず、644万人の人手不足が予測されている。

人手不足の主な原因は、

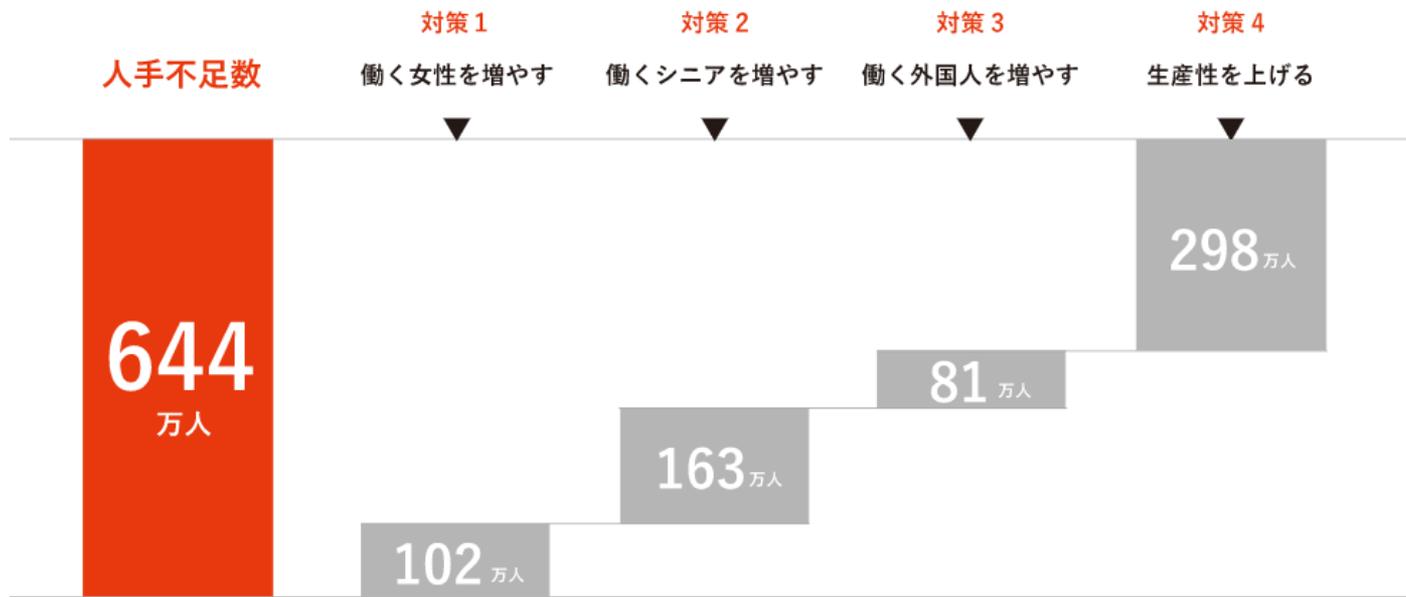
- ① 少子高齢化
- ② 労働人口減少
- ③ 高齢者増加による高齢者向けサービスでの労働市場の拡大



- 対策1 働く女性を増やす
- 対策2 働くシニアを増やす
- 対策3 働く外国人を増やす
- 対策4 生産性を上げる



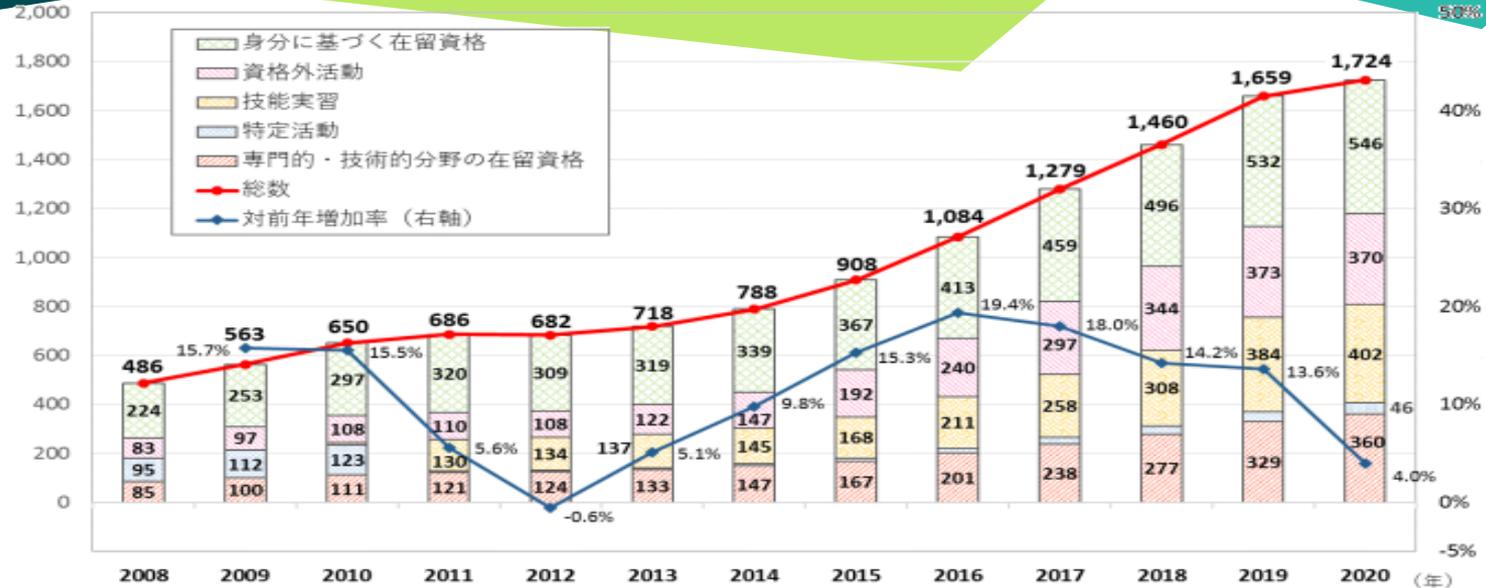
# 日本社会が抱える労働市場における課題



# 日本で働く外国人労働者数は約172万人

（単位：千人）

図 1 - 1 在留資格別外国人労働者数の推移

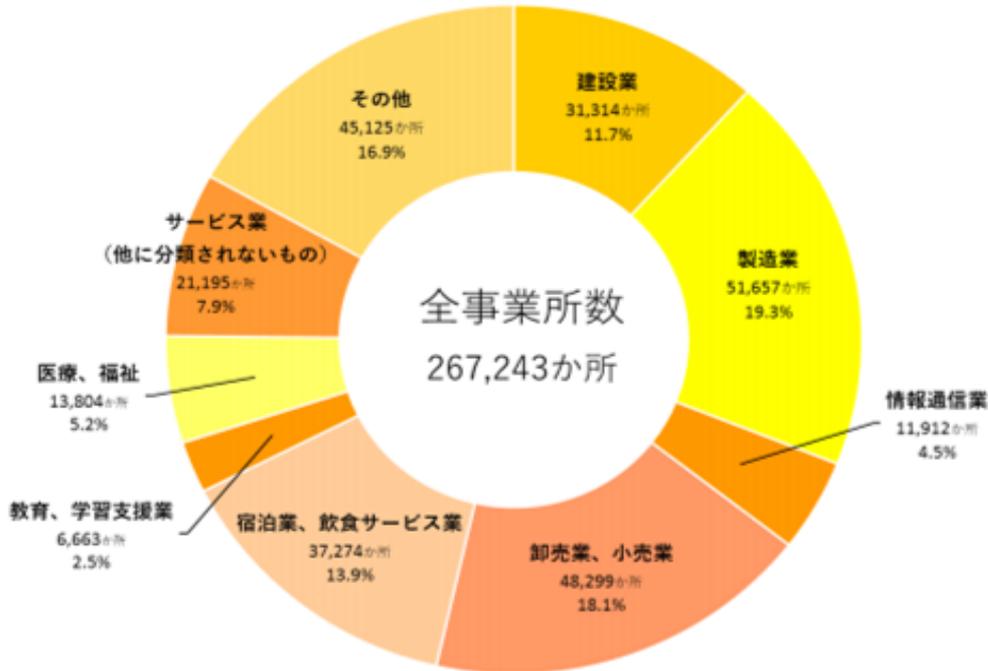


令和2年10月末、厚生労働省の調査によると、外国人労働者を雇用している事業者数は**267,243箇所**（前年比10.2%増）、外国人労働者数は**1,724,328人**（前年比4.0%）となった。

平成19年に届け出が義務化されて以降、過去最高の数値を更新したものの、**対前年増加率**は大幅な減少となっており、新型コロナウイルス感染症の影響等により雇用情勢に厳しさがみられる中、外国人労働者についても影響力が生じているものとみられる。

# 産業別にみた外国人雇用事業所

図6 産業別外国人雇用事業所の割合



割合を見ると製造業、卸売・小売業、飲食サービス業の順番となっており、中でも製造業は**外国人労働者の28%**、**外国人を雇用する事業所全体の19.3%**を占める。

# 産業別にみた人手不足



# 企業がもつ外国人材の受け入れ課題

## 不透明な採用プロセス

- ・外国人材の採用方法が分からない

## 煩雑な書類の手続き

- ・在留資格申請の書類手続きが複雑である
- ・在留資格の種類が多く、どれが適正か分からない
- ・時間と手間がかかる

# 在留資格について

# 在留資格について

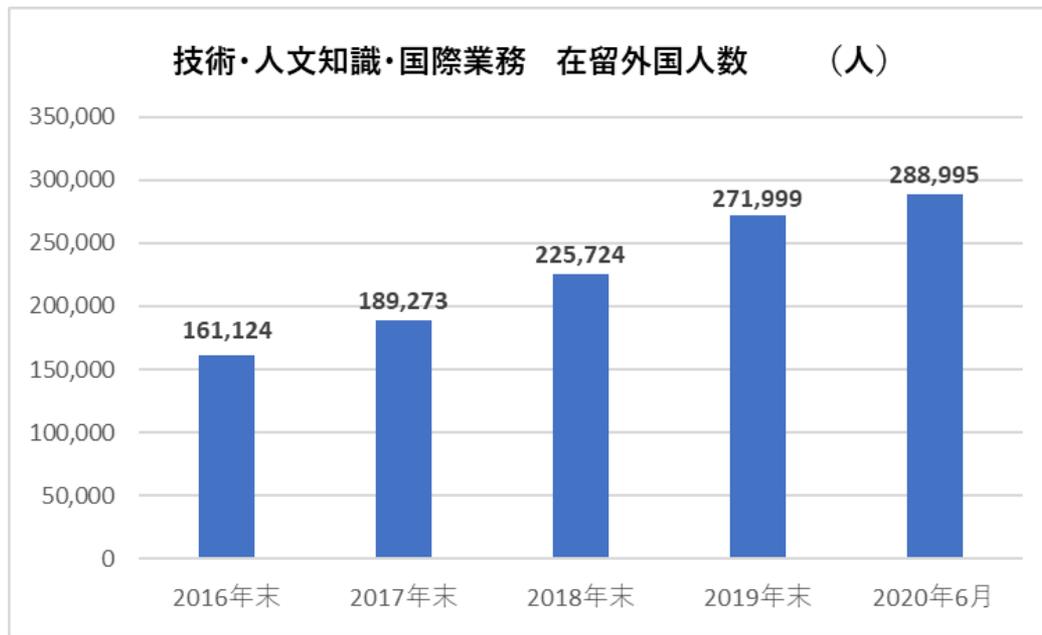
『在留資格』とは、外国人が本国に入学・在留して行うことのできる活動等を類型化したものです。

『在留資格』には、33種類の資格があり、「活動類型資格」と「地位等類型資格」の大きく2つに分けることができます。

活動類型資格	地位等類型資格
外国人がそれぞれ定められた活動を行うことによって日本に在留することができる資格	定められた身分または地位を有するものとして日本に在留することができる資格
外交、公用、教授、芸術、宗教、報道、高度専門職、経営・管理、法律・会計業務、医療、研究、教育、技術・人文知識・国際業務、企業内転勤、介護、興行、技能、技能実習、文化活動、短期滞在、留学、研修、家族滞在、特定活動、特定技能	永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者

# 在留資格について — 技術・人文知識・国際業務

日本で働いている外国人労働者のうち、技能実習に続いて2番目に多い在留資格が技術・人文知識・国際業務となっており、2020年6月には**288,995**人の外国人が「技術・人文知識・国際業務」在留資格を所有しております。



# 【技術・人文知識・国際業務】で就ける職種とは

## 技術

システムエンジニア  
技術開発  
電気系エンジニア  
プログラマー  
設計  
生産技術 など



## 人文知識

総務  
経理  
マーケティング  
企画  
生産管理  
品質管理 など



## 国際業務

翻訳  
通訳  
語学の講師  
海外の取引業務  
デザイナー  
商品開発 など



# 在留資格について – 技能実習

## ◆【技能実習】とは

日本の技能や知識を開発途上国の人へ伝えて経済発展を助けるために導入された在留資格です。  
2009年の入管法改正により施行されました。

## ◆【技能実習】を受けられる職種

- ・ 農業関係（2職種） ・ 漁業関係（2職種） ・ 建設関係（22職種） ・ 食品製造関係（11職種）
- ・ 繊維・衣服関係（13職種） ・ 機械・金属関係（15職種） ・ その他（家具製作／印刷など 17職種）
- ・ 社内検定型の職種・作業（1職種）

**83職種151作業が技能実習2号移行可能職種となっており、外国人技能実習生の受け入れが可能。**

## 技能実習と特定技能の制度比較（概要）


 出入国在留管理庁  
 Immigration Services Agency of Japan

	技能実習(団体監理型)	特定技能(1号)
関係法令	外国人の技能実習の適正な実施及び技能実習生の保護に関する法律／出入国管理及び難民認定法	出入国管理及び難民認定法
在留資格	在留資格「技能実習」	在留資格「特定技能」
在留期間	技能実習1号：1年以内、技能実習2号：2年以内、 技能実習3号：2年以内（合計で最長5年）	通算5年
外国人の技能水準	なし	相当程度の知識又は経験が必要
入国時の試験	なし (介護職種のみ入国時N4レベルの日本語能力要件あり)	技能水準、日本語能力水準を試験等で確認 (技能実習2号を良好に修了した者は試験等免除)
送出国	外国政府の推薦又は認定を受けた機関	なし
監理団体	あり (非営利の事業協同組合等が実習実施者への監査その他の監理事業を行う。主務大臣による許可制)	なし
支援機関	なし	あり (個人又は団体が受け入れ機関からの委託を受けて特定技能外国人に住居の確保その他の支援を行う。出入国在留管理庁による登録制)
外国人と受け入れ機関のマッチング	通常監理団体と送出国機関を通して行われる	受け入れ機関が直接海外で採用活動を行い又は国内外のあっせん機関等を通じて採用することが可能
受け入れ機関の人数枠	常勤職員の総数に応じた人数枠あり	人数枠なし(介護分野、建設分野を除く)
活動内容	技能実習計画に基づいて、講習を受け、及び技能等に係る業務に従事する活動(1号) 技能実習計画に基づいて技能等を要する業務に従事する活動(2号、3号) (非専門的・技術的分野)	相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する活動 (専門的・技術的分野)
転籍・転職	原則不可。ただし、実習実施者の倒産等やむを得ない場合や、2号から3号への移行時は転籍可能	同一の業務区分内又は試験によりその技能水準の共通性が確認されている業務区分間において転職可能

# 在留資格について – 特定技能

## ◆特定技能とは

労働人口の減少により、国内では十分な人材の確保が困難な14分野を「特定産業分野」として、その分野に限り外国人が現場作業などで就労することができる在留資格です。2019年4月に施行されました。

## ◆特定産業分野（14分野）と各分野における所管省庁

- ①介護 ②ビルクリーニング
- ③素形材産業 ④産業機械 製造業
- ⑤電気・電子情報関連産業 ⑥建設
- ⑦造船・船用工業 ⑧自動車整備
- ⑨航空 ⑩宿泊 ⑪農業 ⑫漁業
- ⑬飲食料品製造 ⑭外食業

所管省庁	分野
厚生労働省	介護 ビルクリーニング
経済産業省	素形材産業 産業機械製造業 電気・電子情報関連産業
国土交通省	建設 造船・船用工業 自動車整備 航空 宿泊
農林水産省	農業 漁業 飲食料品製造業 外食業

# 在留資格について – 特定技能

特定技能の種類は2つあります。

## ◆特定技能1号

特定産業分野に属する相当程度の知識又は経験を必要とする技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

## ◆特定技能2号

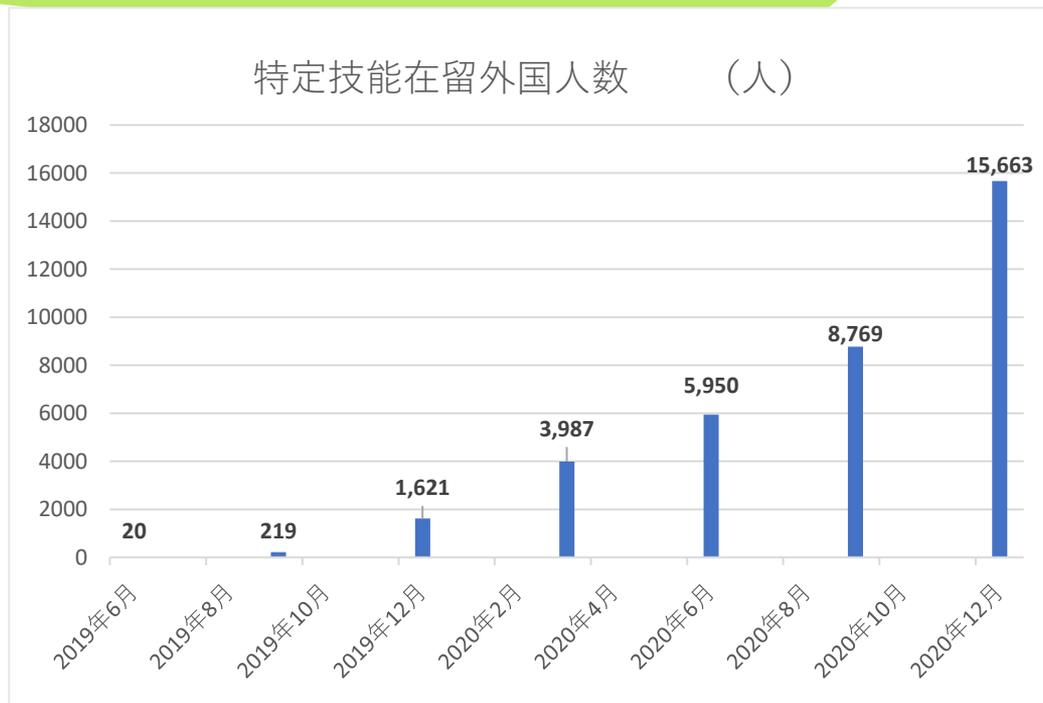
特定産業分野に属する熟練した技能を要する業務に従事する外国人向けの在留資格

# 在留資格について — 特定技能

## ◆ 「特定技能1号」と「特定技能2号」の違い

	特定技能1号	特定技能2号
在留期間	1年、6か月または4か月ごとの更新通算で上限5年まで	3年、1年または6か月ごとの更新
技能水準	試験等で確認 (技能実習2号を修了した外国人は試験等免除)	試験等で確認
日本語能力水準	生活や業務に必要な日本語能力を試験等で確認 (技能実習2号を修了した外国人は試験等免除)	試験等での確認は不要
家族の帯同	基本的には認められない	要件を満たせば可能 (配偶者、子)
受け入れ機関 または登録支援機関 による支援	対象	対象外
業種	特定産業分野 (14分野)	当面、「建設」と「造船・船用工業」のみ

# 特定技能在留外国人数 進捗状況



施行より約2年と経ちますが、あまり増加していない状況が続いています。

# 特定技能取得者が増えない理由

- ・ 申請や制度が複雑で分かりにくい
- ・ 登録支援機関への委託など日本人社員以上にコストがかかる  
日本人と同等の賃金＋登録支援機関に月々管理費用のようなものを支払う必要があります。
- ・ 2号業種でない場合は、5年で帰国してしまう
- ・ 転職が可能
  - ・ 特定技能の在留資格を得た外国人は同じ職種であれば他の企業に転職が可能。

# 【技術・人文知識・国際業務】取得条件

## 在留資格【技術・人文知識・国際業務】取得条件

原則として、次のいずれかに該当しなければなりません。

### ①大学（短大・大学院等を含む）を卒業

国内外の大学を問わず、学士、もしくは学士相応以上の学歴を有していること。

### ②日本の専門学校を卒業

専門学校の場合は、日本国内の専門学校である必要があります。

### ③10年以上の実務経験（在学期間含む）

この実務経験には、大学や専門学校、高校で当該知識又は技術に係る科目を専攻した期間も含まれます。

ただし、申請人が外国の文化に基盤を有する思考又は感受性を必要とする業務（翻訳、通訳、語学の指導、広報、宣伝又は海外取引業務、服飾若しくは室内装飾に係るデザイン、商品開発等）については三年以上の実務経験で問題ありません。

# 外国人採用時の注意点

# 該当する在留資格の選択

自社の職種によって下りる在留資格が異なるため、事前に調査が必要です。

外国人特有の文化に基盤を有する思考  
や感受性を必要とする業務

いわゆる**国際業務**



在留資格「**技術・人文知識・国際業務**」

現業（現場での立ち仕事や入管局が考  
える単純作業と呼ばれる仕事）

いわゆる**現場作業**



在留資格「**特定技能**」

# 業務内容と専門性の一致

外国人が持つ専門性と職務内容との間に関連性がない場合、或いは薄い場合は、在留資格が許可されない可能性があります。



日本の大学で経済学を勉強した  
外国人留学生



専攻と関連性がある



ファッション関係の専門学校  
を卒業した外国人留学生



専攻と関連性がない／薄いとみなされ  
不許可になる可能性が高い



金融商品の営業業務

# 外国人材の採用プロセス

# 外国人採用のプロセス

## 1. 募集

- ・ 合同企業説明会へ出展する
- ・ ハローワークへ求人を出す
- ・ 自社ホームページで募集する など

## 2. 選考

- ・ 書類選考
- ・ 適性試験
- ・ 面接 など

## 3. 内定

- ・ 内定通知書
- ・ 雇用条件通知書

## 4. 在留資格変更

- ・ 在留資格変更許可申請

## 5. 在留資格変更許可

- ・ 就労に係る在留資格の取得

## 6. 雇用（採用）

- ・ 勤務開始

# 外国人採用のプロセス

## 1. 募集

- ・ 合同企業説明会へ出展する
- ・ ハローワークへ求人を出す
- ・ 自社ホームページで募集する など



# 外国人採用のプロセス

## 2. 選考

- ・書類選考
- ・適性試験
- ・面接 など



# 外国人採用のプロセス

## 3. 内定

- ・ 内定通知書
- ・ 雇用条件通知書



# 外国人採用のプロセス

## 4. 在留資格変更

- ・ 在留資格変更許可申請

留学生が、卒業後就労のために引き続き日本に滞在する際は、各仕事内容に応じた在留資格への変更が必要です。

### ▶ 申請者（留学生）が準備する書類

- ・ 在留資格変更許可申請書
- ・ 在留資格変更許可申請理由書
- ・ 卒業・終了証明書
- ・ パスポートおよび在留カード

### ▶ 雇用する企業が準備する書類

- ・ 在留資格変更許可申請書
- ・ 雇用契約書のコピー（雇用条件通知書と労働契約書）
- ・ 採用理由書
- ・ 前年度の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表のコピー
- ・ 法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ・ 納税証明書
- ・ 会社案内
- ・ 決算報告書のコピー

# 外国人採用のプロセス

## 5. 在留資格変更許可

## ・就労に係る在留資格の取得

**通 知 書**

あなたの（仮留・留第 33094 号）申請について、結果をお知らせしますので、4月14日までに下記のものを持参の上、次の方が「在留資格変更許可」において下さい。

- ① 申請人本人
- ② 法定代理人（例20歳未満の子の両親）
- ③ 申請取次者
- ④ 申請人が16歳に満たない場合は疾病その他の事由により出頭することができない場合において、当該外国人の親族又は同居者若しくはこれに準ずる者で地方入国管理局長が適当と認める者（證明資料が必要）

なお、やむを得ない理由により同日までに来られないときは、事前にその旨を連絡して下さい。結果の告知を受けないまま、在留期間から2か月を経過した場合には、日本に滞在することができなくなりますので、ご注意下さい。

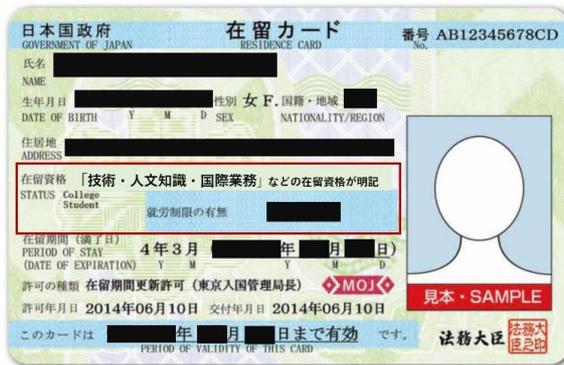
また、申請書に記載した事項が、申請時点から変更されたとき（例えば、申請時の勤務先を出頭時には退職している又は申請時には結婚されていた方が出頭時には離婚している場合）は、速やかにその旨を連絡して下さい。連絡がなかつた許可を受けたときは、在留資格が取り消されることもありますので、ご注意ください。

記

- 1 パスポート（又はパスポートに代わる証明書）
- 2 在留カード
- 3 収入印紙
  - 就労資格証明書 900円
  - 在留資格変更 4,000円
  - 在留期間更新 4,000円
- 4 申請受付票
- 5 この通知書（ハガキ）

この通知書は、公共交通機関（電車・バス）を利用して下さい。

〒539-0034 大阪市北区江区南港北1丁目29番53号  
 大阪入国管理局（仮留） 在留審査部門 ☎ 06-4703-2195  
 ☎ 06-4703-2195  
 ☎ 06-4703-2158  
 ☎ 06-4703-2149  
 〒：00～16：00（土日祝を除く。）



# 外国人採用のプロセス

## 6. 雇用（採用）

・ 勤務開始



# 『在留資格変更許可申請』について

# 在留資格変更許可申請とは

現在許可されている在留資格の変更をすること。

例えば、在留資格『留学』を有している者が、学校を卒業し日本で就職のために引き続き日本に在留するためには、就労に関する在留資格への変更許可申請をしなければなりません。



# 在留資格変更許可申請に必要な書類

## ▶申請者（留学生）が準備する書類

- ・ 在留資格変更許可申請書
- ・ 在留資格変更許可申請理由書
- ・ 卒業・終了証明書
- ・ パスポートおよび在留カード

## ▶雇用する企業が準備する書類

- ・ 在留資格変更許可申請書
- ・ 雇用契約書のコピー（雇用条件通知書と労働契約書）
- ・ 採用理由書
- ・ 前年度の給与所得の源泉徴収票等の法定調書合計表のコピー
- ・ 法人登記事項証明書（履歴事項全部証明書）
- ・ 納税証明書
- ・ 会社案内
- ・ 決算報告書のコピー

# 『在留資格変更許可申請書類』 作成のポイント

## 一番大切なのは『職務内容』と『採用理由書』

今回は、多くの外国人が申請をする在留資格『技術・人文知識・国際業務』への変更申請を例に解説します。

『在留資格変更許可申請書類』作成の上で一番大切なのは、企業が作成する『在留資格変更許可申請書』内の『職務内容』と、『採用理由書』です。

まずは、職務内容の記入欄を見ていきましょう。

# 『職務内容』の選び方

## ▶ 職務内容

「技術・人文知識・国際業務」への変更申請をする場合、職務内容は、下の中から『主たる職務内容』を1つ、他に業務内容があればそれを複数選択します。

### (2)「技術・人文知識・国際業務」での在留を希望する場合

Fill in this section if the applicant wishes to reside in Japan with the status of residence of "Engineer / Specialist in Humanities / International Services"

技術開発 【 ②農林水産分野 ③食品分野 ④機械器具分野 ⑤その他製造分野( ) 】

Technology development Agriculture, forestry, and fisheries field Food products field Machinery and equipment field Other manufacturing field

生産管理 【 ⑥食品分野 ⑦機械器具分野 ⑧その他製造分野( ) 】

Production management Food products field Machinery and equipment field Other manufacturing field

⑨管理業務(経営者を除く) ⑩調査研究 ⑪情報処理・通信技術 ⑫CADオペレーション

Management work (excluding executives) Research Information processing, communications technology CAD operation

⑬翻訳・通訳 ⑭海外取引業務 ⑮コピーライティング ⑯報道 ⑰編集

Translation / Interpretation Overseas trading business Copywriting Journalism Editing

⑱デザイン ⑲企画事務(マーケティング, リサーチ) ⑳企画事務(広報・宣伝)

Design Planning administration work (marketing, research) Planning administration work (public relations, advertising)

㉑法人営業 ㉒金融・保険 ㉓建築・土木・測量技術

Corporate sales Finance / insurance Architecture, civil engineering, surveying techniques

㉔教育(教育機関以外) ㉕法律関係業務 ㉖会計事務 ㉗その他( )

Education (other than educational institutions) Legal business Accounting business Others

# 『採用理由書』の書き方

## ▶採用理由書の構成

- ① 会社概要
- ② 申請人（外国人）を採用するに至った経緯
- ③ 採用後の、申請人（外国人）の業務内容の説明
- ④ 将来的な業務予定の説明

株式会社プログレストで申請した際の『採用理由書』を例に解説いたします。

# 『採用理由書』作成のポイント

## ① 会社概要

事業内容とともに、外国人観光客の増加や海外進出など、外国人材の必要性も書く。

### 1. 当社の概要

当社は 2013 年に設立、資本金は 1200 万円です。主要事業は、スマートフォン、タブレットを使用したリアルタイム通訳サービスの提供です。全国の商業施設や公共交通機関の駅、病院などで導入されており、2018 年 12 月現在で 300 ID の利用がございます。

2017 年度の決算は、売り上げ 6,300 万円、経常利益 64 万円でした。2018 年度の決済見込みは、売上 9,500 万円、経常利益 200 万円となっております。売り上げ・利益は順調に推移しており、新たな取引先の増加のみならず、既存の取引先での導入 ID 数も増えております。

既存の 2 者間の通訳サービスに加え、昨年より、外国人旅行者が気軽に当社の通訳サービスを利用していただけよう、『エリアフリーサービス』、『マルチポイントサービス』など新しいサービスも展開しております。また、『外国人による、世界に向けた日本の魅力発信』をテーマに、海外プロモーション事業を開始いたしました。

2025 年の大阪万博開催が決定し、更なる外国人旅行者の増加が確実となりました。外国人旅行者に向けた新たなコンテンツサービスの開発も進め、ツーリストガイドアプリの開発に向けても着実に準備を進めております。

また、行政や各種機関と協力し、災害緊急時対策も進めており、日本在住の外国人や外国人観光客に向けての情報発信プラットフォームを作成中です。それら新しいサービスの外国人旅行者への更なるプロモーションの計画立案も進めております。今後は、教育分野でも新事業を始動するため、社内で準備を進めております。

# 一番大切なのは『採用理由書』

## ② 申請人（外国人）を採用するに至った経緯

- ・ 出会ったきっかけ  
(アルバイトで勤務していた、合同企業説明会など)
- ・ なぜ日本人ではなく外国人なのか
- ・ 学歴と業務内容の関連性を述べる
- ・ 申請人を採用することがどのように会社に有益になるのか等の業務予定を書く。

## 2. ■■■氏を採用する理由

当社の事業概要でご説明したように、今後の事業拡大に向け、サービスの充実とスタッフの指導・管理を担う優秀な人材の確保が不可欠となっております。■■■氏の採用につきまして、彼女は学生時代に当社の通訳・翻訳アルバイトとして1年9か月勤務し、その勤務態度と人柄が大変素晴らしく、当社の今後を担う最適の人物であると判断いたしました。

■■■氏は、日本の大学で■■■■■を学ぶため、高校3年時から日本語学習を開始し、日本語能力試験（JLPT）N2レベルまで修得しました。その後、日本語学校での修学を経て、■■■大学■■■学部へ入学しました。

大学では、■■■■■について学んだり、ゼミでは■■■■■について研究したりしていたので、■■■に関する基礎知識を有していると言えます。学業の傍ら、日本語を上達させたいという高い志を持って、**当社の通訳オペレーションセンターにてアルバイトをしております。**通訳相手の日本人スタッフや他のオペレーター等の周りの方々から、常に良いところを学び取ろうとする意欲が素晴らしく、大変勉強熱心な人物であると評価しております。当社での勤務中は、積極的な報連相を行い、管理職からの高い評価を受けております。**■■■氏は、弊社オペレーターの中で、唯一広東語と標準語が話せる人材で、標準語が話せない中国の方との広東語での対応が可能であるため、大変助かっております。**

また、当社は他団体の事務局代行もしており、留学生支援団体でのイベントにて、受付スタッフのマネジメントを任せられた際は、責任を持って任務をやり遂げてくれました。その様子を見て、通訳オペレーターへの教育・指導もできる人材であると判断いたしました。

上記のことから、■■■氏は言語能力だけではなく、素直で向上心があり、責任感も大変強い性格であるので、今後の事業拡大に貢献してくれる人材であると判断し、採用いたしました。

# 一番大切なのは『採用理由書』

## ③ 採用後の、申請人（外国人）の業務内容の説明

- ・他にも同じ業務を行う者がいる場合は、業務内容の分担による効率化などの説明を加える

## ④ 将来的な業務予定の説明

- ・例えば、飲食業で最初は調理やホール等の業務でも、将来的には申請人の学歴や経験を活かして、『海外進出時にはリーダーを任せる予定』や『外国人アルバイトの教育をさせる』等の業務予定を書く。

## 3. ■氏の勤務する業務内容のご説明

■氏には、■■■■での配属を考えており、通訳・翻訳のみならず、以下の業務に従事いただく予定でございます。

### ①■■■■にてスタッフの指導と運営業務

中国語通訳も担っていただき、特に弊社が広東語でも対応できる通訳オペレーターをコア時間帯に確保できることは、サービスを利用するお客様の満足にもつながると確信しております。

### ②業務上の通訳サービスのマネジメント

現在、マネジメント業務を1名のスタッフが行っておりますが、業務過多になっております。2名で行うことで、より細かくスピーディーに通訳履歴を分析し、新たなサービス展開につなげていきたいと考えております。

### ③当社の新規事業担当

大学で■■■■を学んでいるので、入社後に上記業務を通じて上司から指導を行い、経験を積んでいただき、ゆくゆくは当社の新規事業担当も担っていただきたいと思います。

何卒、以上の当社の事情をご賢察いただき、■氏が当社で勤務するための在留資格のご許可を賜りますようお願い申し上げます。

# 質疑応答

ご質問がある方はZoomの質問機能を用いて  
ご質問ください。

# 今後のイベントのご案内

# 第7回『関西留学生合同企業説明会』 出展企業募集中！

日 時：2021年5月29日（土）13：00～17：00

場 所：難波御堂筋ホール7階

〒542-0076 大阪市中央区難波4丁目2-1

出展企業：約15-20社（予定）

出 展 料：関西留学生国際交流支援連絡会

正会員

無料

賛助会員

3万円（税別）

非会員

5万円（税別）



詳しくは、下記K-FISホームページをご覧ください。

【<https://bit.ly/2PVp4Mc>】



# 株式会社ビズライブのご紹介

株式会社ビズライブ  bizlive

外国人専科！通年雇用されている企業様へ、留学生のみならず、元留学生（既卒者）や外国人の転職希望者をご紹介します。

代表取締役 村井 広宣

求人のご相談から、採用に係る在留資格取得の書類作成まで、企業目線でサポートいたします！

登録支援機関にもなっています！『特定技能』での採用についてもご相談ください！

ご清聴いただき  
ありがとうございました！

質問は、以下メールでも受け付けております。

[info@k-fis.jp](mailto:info@k-fis.jp)